

見 積 競 争 の 公 告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 微生物分類同定分析装置及び血液培養自動分析装置点検業務一式
- (2) 対 象 機 器 仕様書のとおり
- (3) 業務完了期限 令和7年6月30日
- (4) 業 務 場 所 仕様書のとおり

2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 場 所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
筑波大学附属病院けやきアネックス棟308室
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
- (2) 連 絡 先 (担当) 串田 電話番号 029-853-3063
- (3) 見積書提出期限 令和7年5月1日 12時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積もること。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和7年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、または当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて医療機器の修理業の許可を得ている者であること。
- (5) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 請書の作成等

契約締結に当たっては、請書を作成する。(契約保証金は免除)

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以上

令和7年4月23日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平 松 祐 司

見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和7年5月1日 12時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅急便(以下、「郵送等」という。))
で発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8576
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
筑波大学附属病院けやきアネックス棟308室
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課契約管理係
電話番号: 029-853-3063
- 2 見積書作成の注意
 - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
 - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
 - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 見積競争参加資格の確認のための書類
この見積競争に参加を希望する者は、下記競争参加資格の確認のための書類を見積書とともに提出すること。
 - ・ 令和7年度に係る一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書
(全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格)の写し
または過去1年以内に本学との取引実績を有することを証明する書類・・・・・・1部
 - ・ 医療機器の修理業の許可証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- 6 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 7 この契約に必要な細則は、以下によるものとする。
 - ・ 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
 - ・ 役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

仕 様 書

1. 件 名 微生物分類同定分析装置及び血液培養自動分析装置 点検業務 一式

2. メーカー名 ビオメリュー・ジャパン(株)

3. 対象機器

品 名	医療機器管理 No.	シリアル No.	台数
微生物分類同定分析装置 バイテック MS PRIME	TU-2022110001	ES00203	1
微生物分類同定分析装置 バイテック 2XL ブルー	TU-2021030089	VTK2XL5202	1
血液培養自動分析装置 バクテアラート VIRTUO	TU-2022030072	VRTA-01823	1

4. 設置場所 筑波大学附属病院中央診療棟 3 階 315 細菌検査室

5. 完了期限 令和 7 年 6 月 30 日

6. 実施要領 請負者は、上記機器を正常かつ安全な状態で維持運用し得るように次の作業を行うものとする。

(1) スポット点検作業

請負者は、上記機器を ISO15189 に基づき、メーカーが定めるスポット点検作業を、技術員を派遣し常時正常な状態で使用できるように、機器各部の点検、部品交換、清掃、調整その他必要な業務を行い、作業終了後、報告書により発注者に報告するものとする。点検は事前に発注者と日程の打合せをし、作業をするものとする。

7. 代金の支払

請負代金は、当該業務履行確認後、適法な請求書を受理した日から起算して 40 日以内に支払うものとする。

8. 請求書の送付

請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。

9. その他

(1) 請負者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、その他の目的に利用してはならない。

また、本契約終了後も同様とする。

(2) 本仕様に定めのない細目については、発注者の指示によるものとする。

(3) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

請 書 (案)

件 名 微生物分類同定分析装置及び血液培養自動分析装置 点検業務 一式
金 額 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83により算出したもので、金額に110分の10を乗じて得た額である。）

上記の業務について、上記の金額で下記の条項により行うことをお請けします。

記

- 第1条 請負者は別紙仕様書に基づき、業務を履行するものとする。
- 第2条 完了期限は、令和7年6月30日までとする。
- 第3条 代金の請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。
- 第4条 代金は業務完了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
- 第5条 契約の細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

令和7年3月 日

国立大学法人筑波大学

分任契約担当役

附属病院長 平 松 祐 司 殿

請負者